

# 青森県報

号外第二十二号

平成二十九年  
三月二十七日  
(月曜日)

## 目次

青森県地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を定める条例	(県民生活課) ……二
青森県量子科学センター条例	(支 援 室) ……三
青森県国民体育大会開催基金条例	(人 事 課) ……二
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	(同) ……三
職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営課) ……四
青森県指定管理者による公の施設に関する条例の一部を改正する条例	(総務学事課) ……一五
青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	(同) ……一五
青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(同) ……一五
青森県税条例等の一部を改正する条例	(税 務 課) ……一六
青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課) ……一六
青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(情 報 システム課) ……一五
青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(県民生活課) ……一五
青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例の一部を改正する条例	(同) ……一五
青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を	(同) ……一五

改正する条例	(医療業務課) ……一五
青森県クリーニング業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(保健衛生課) ……一五
青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村整備課) ……一五
青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都市計画課) ……一六
青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	(建築住宅課) ……一六
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(病院局) ……一七
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例	(経営企画室) ……一七
青森県立学校設置条例の一部を改正する条例	(教 育 課) ……一七
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例	(教 育 課) ……一七
	(高等学 校 推 進 課) ……一七
	(警察本部) ……一七

青森県地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を定める条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を定める条例

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定める寄附金は、次の表に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）が受け入れる寄附金とする。

名 称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人あおもりNPOサポートセンター	青森市松森三丁目三の一八

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県量子科学センター条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県条例第二号

### 青森県量子科学センター条例

#### (設置)

第一条 量子科学に関する人材の育成及び研究開発を推進し、本県の産業の振興に資するため、上北郡六ヶ所村に青森県量子科学センター（以下「センター」という。）を設置する。

#### (業務)

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 量子科学に関する人材の育成に関すること。
- 二 量子科学に関する研究開発の支援に関すること。
- 三 量子科学に関する人材の育成及び研究開発を推進するためその施設を利用させること。
- 四 その他量子科学に関する人材の育成及び研究開発を推進するために必要な業務

#### (使用の承認)

第三条 センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

#### (使用料)

第四条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「承認使用者」という。）は、別表に定める額を超えない範囲内で知事が定める額の使用料を納入しなければならない。

（使用料の免除）

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第六条 第四条の規定により納入した使用料は、還付しない。ただし、天災その他承認使用者の責めによらない理由によりセンターの当該施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

（使用の制限等）

第七条 知事は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、設備等を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

（指定管理者に管理を行わせた場合の使用料金の納入等）

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第二条の規定により同条に規定する指定管理者

（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることとした場合は、承認使用者は、第四条の規定にかかわらず、その使用に係る料金

(以下「使用料金」という。)を当該指定管理者に納入しなければならない。

2 使用料金の額は、第四条の知事が定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。使用料金の額を変更する場合も、同様とする。

3 第一項の規定により指定管理者に納入された使用料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第九条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 第三条の使用の承認及び第七条の使用の制限等並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

3 前項の規定により使用の承認を受けた者は、第四条の規定の例により、使用料を納入しなければならない。

4 前項の使用料の免除及び不還付については、第五条及び第六条の規定の例による。

別表(第三条、第四条関係)

一 研修室等

イ 研修棟

区分	金額(一時間につき)
薬学実験室	二千百十円
化学実験室	二千二百円
化学分析室	三千七百二十円
共用化学実験室	二千三十円
共用実験室	四千百四十円
プロジェクト開発推進室	二千三十円

ロ 研究棟

区分	金額
研修室	一時間につき 四千四百円
講師控室	一室一時間につき 三百五十円
研究員室(二人用)	一室一日につき 七千五十円
研究員室(六人用)	一室一日につき 七千五十円
産学連携室1	一時間につき 二千四百円
産学連携室2	一区画一日につき 三千二百十円

ハ  
R I棟

	区	分	金	額
洗浄室			一時間につき	千百九十円
標識合成室前室			一時間につき	一万三百二十円
品質管理室			一時間につき	二千六百五十円
標識合成室2			一時間につき	三千六百九十円
標識合成室1			一時間につき	三千八百円
化学実験室			一時間につき	五千五百五十円
分析機器測定室			一時間につき	千三百十円
透過性試験室			一時間につき	三千円
共用化学実験室			一時間につき	三千百七十円

検出器開発実験室				二千百十円
検出器評価実験室				千十円
結晶育成実験室				千十円
材料実験室				二千二百十円

二 宿泊室

区 分	金 額 (一室一泊につき)
宿泊室 (一人用)	四千六百七十円
小動物PET/MRI室	一日につき 七万五千四百二十円
PET/CT室、PET/CT操作室、PET/CT準備室、待機回復室、血液検査室、診察室及び更衣室	一日につき 二十二万八千七百十円
物理化学実験室	一時間につき 二千六百六十円
現像室	一時間につき 三千四百六十円
中性子分析室	一時間につき 二千九百九十円
中性子実験室	一時間につき 七千二百円
中性子実験準備室	一時間につき 三千七百八十円
医工学研究開発室	一時間につき 三千八百九十円
機器測定室	一時間につき 四千四百八十円
細胞培養分析室	一時間につき 三千八百六十円
細胞培養準備室	一時間につき 二千百九十円



宿泊室（二人用）

五千九百十円

三 機械器具

区分	金額
スモールパンチクリーブ試験機	一日につき 千五百円
サイクロトロンスystem	一時間につき 十九万八百三十円
中性子ラジオグラフィ撮影装置	一時間につき 二万九千九百三十円
炭酸ガスインキュベーター	一日につき 千百四十円
冷凍冷蔵庫（品質管理室）	一区画一日につき 八十円
冷凍冷蔵庫（標識合成室前室）	一区画一日につき 六十円
冷凍冷蔵庫（細胞培養準備室）	一区画一日につき 六十円
超低温フリーザー	一区画一日につき 二百九十円
実験動物飼育装置	一ケージ一日につき 五百九十円

備考 各室の使用には、当該室に設置する機械器具その他の備品（第三号に掲げるものを除く。）の使用を含む。

青森県国民体育大会開催基金条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県国民体育大会開催基金条例

(設置)

第一条 第八回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催及び開催準備並びに大会に向けた競技力の向上を図るための事業（以下「競技力向上事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、青森県国民体育大会開催基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、大会の開催及び開催準備並びに競技力向上事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県地方薬事審議会の項の次に次のように加える。

青森県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二	会長 委員	一 被保険者を代表する者 二 保険医又は保険	十五人以内。ただし、被保険者を代表する者、保険	平成三十年三月三十一日まで	公益を代表する者として委嘱さ
----------------	---	----------	---------------------------	-------------------------	---------------	----------------

	十七年法律第三十一号) 第四条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) 第十一条第一項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。				
	<p>薬剤師を代表する者</p> <p>三 公益を代表する者</p> <p>四 被用者保険等保険者を代表する者</p>				
		医又は保険薬剤師を代表する者及び公益を代表する者は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する者は当該数の半数以上かつ当該数以内とする。			
					れた委員のうちから委員が選挙する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十九号を第九十号とし、第四十七号から第八十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七 国民健康保険運営協議会委員

第五条中「第八十八号」を「第八十九号」に改める。

第十一条中「第一条第八十九号」を「第一条第九十号」に改める。

別表第二介護保険審査会委員の項の次に次のように加える。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十九号を第九十号とし、第四十七号から第八十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七 国民健康保険運営協議会委員

第三条第一項中「第八十八号」を「第八十九号」に改める。

第四条中「第一条第八十九号」を「第一条第九十号」に改める。

別表第三中「介護保険審査会委員」を「介護保険審査会委員」に改める。

国民健康保険運営協議会委員

職員配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三村申吾

### 青森県条例第六号

#### 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年七月青森県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第六条の二 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他の人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第七号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十六号を第二十七号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 青森県量子科学センター

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例別表第二十二号に掲げる青森県量子科学センターに係る同条例第三条から第五条までの規定による指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）の公募及び候補者の選定は、この条例の施行前においても行うことができる。

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第八号

#### 青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十一年十二月青森県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県条例第九号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「第二十三条第一項及び第二項」の下に「（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同項の表第三十二条第一項第一号の項中「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条第二項の表第三十一条第二項の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「及び第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

青森県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県税条例等の一部を改正する条例

（青森県税条例の一部改正）



第一条 青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第三号中「関する寄附金」の下に「（次号に掲げる寄附金を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特

定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として

法第三十七条の二第一項第四号の規定に基づく条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

附則第四条の七第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に改める。

附則第九条の三第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同

項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過

した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受

けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第五百二十二条第一項第一号イの項中「第五百二十二条第一項第一号イ」を

「第一項第一号イ」に改め、同表第五百二十二条第一項第一号ロの項中「第五百二十二条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第五百十

二条第一項第二号イの項中「第五百二十二条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第五百二十二条第一項第二号ロの項中「第五百二十二条

第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第五百二十二条第一項第二号ハ(1)の項中「第五百二十二条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ

(1)」に改め、同表第五百二十二条第一項第二号ハ(2)の項中「第五百二十二条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第五百二十二条第一

項第三号イ(2)の項中「第五百二十二条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第五百二十二条第一項第三号ロの項中「第五百二十二条第

一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第五百二十二条第一項第四号イの項中「第五百二十二条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」に改

め、同表第五百二十二条第一項第四号ロの項中「第五百二十二条第一項第四号ロ」を「第一項第四号ロ」に改め、同表第五百二十二条第一項第五号ハ(1)の

項中「第百五十二条第一項第五号ハ(1)」を「第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ハ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ハ(2)」の項中「第百五十二条第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ハ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ハ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ニ(1)の項中「第百五十二条第一項第五号ニ(1)」を「第一項第五号ニ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ニ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ニ(2)」を「第一項第五号ニ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ホ(1)の項中「第百五十二条第一項第五号ホ(2)」の項中「第百五十二条第一項第五号ホ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ホ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ホ(2)」を「第一項第五号ホ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ホ(1)の項中「第百五十二条第一項第五号ホ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ホ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ホ(2)」を「第一項第五号ホ(2)」に改め、同表第百五十二条第二項第一号の項中「第百五十二条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百五十二条第二項第二号の項中「第百五十二条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第九条の三第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車」が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年度以降」を「平成三十二年度以降」に、「(次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表第百五十二条第一項第一号イの項中「第百五十二条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百五十二条第一項第一号ロの項中「第百五十二条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百五十二条第一項第二号イの項中「第百五十二条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百五十二条第一項第二号ロの項中「第百五十二条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百五十二条第一項第二号ハ(1)の項中「第百五十二条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第二号ハ(2)の項中「第百五十二条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第三号イ(1)の項中「第百五十二条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第三号イ(2)の項中「第百五十二条第一項第三号イ(2)」を

「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第三号ロの項中「第百五十二条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百五十二条第一項第四号イの項中「第百五十二条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同表第百五十二条第一項第四号ロの項中「第百五十二条第一項第四号ロ」を「第一項第四号ロ」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ハ(1)の項中「第百五十二条第一項第五号ハ(1)」を「第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ハ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ハ(2)」を「第一項第五号ハ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ニ(1)の項中「第百五十二条第一項第五号ニ(1)」を「第一項第五号ニ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ニ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ニ(2)」を「第一項第五号ニ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ホ(1)の項中「第百五十二条第一項第五号ホ(1)」を「第一項第五号ホ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ホ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ホ(2)」を「第一項第五号ホ(2)」に改め、同表第百五十二条第二項第一号の項中「第百五十二条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百五十二条第二項第二号の項中「第百五十二条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第九条の三第三項中「平成二十七年基<sub>1</sub>準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年基<sub>1</sub>準の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年基<sub>1</sub>準の自動車税に限り、当該自動車<sub>1</sub>が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第百五十二条第一項第一号イの項中「第百五十二条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百五十二条第一項第一号ロの項中「第百五十二条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百五十二条第一項第二号イの項中「第百五十二条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百五十二条第一項第二号ロの項中「第百五十二条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百五十二条第一項第二号ハ(1)の項中「第百五十二条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第二号ハ(2)の項中「第百五十二条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百五十二条

一項第三号イ(1)の項中「第百五十二条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第三号イ(2)の項中「第百五十二条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第三号ロの項中「第百五十二条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百五十二条第一項第四号イの項中「第百五十二条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同表第百五十二条第一項第四号ロの項中「第百五十二条第一項第四号ロ」を「第一項第四号ロ」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ハ(1)の項中「第百五十二条第一項第五号ハ(1)」を「第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ハ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ハ(2)」を「第一項第五号ハ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ニ(1)の項中「第百五十二条第一項第五号ニ(1)」を「第一項第五号ニ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ニ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ニ(2)」を「第一項第五号ニ(2)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ホ(1)の項中「第百五十二条第一項第五号ホ(1)」を「第一項第五号ホ(1)」に改め、同表第百五十二条第一項第五号ホ(2)の項中「第百五十二条第一項第五号ホ(2)」を「第一項第五号ホ(2)」に改め、同表第百五十二条第二項第一号の項中「第百五十二条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百五十二条第二項第二号の項中「第百五十二条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第十六条第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年度分及び平成三十年年度分

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十年年度分及び平成三十一年度分

第二条 青森県県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第七十五条」を「第七十五条の二」に、「第百二十五条」を「第百四十一条」に、

「第七節 自動車取得税（第百二十六条―第百四十一  
第七節の二 軽油引取税（第百四十二条―第百四十

条)

九条の十三」を「第七節 軽油引取税（第四百二十二条―第四百十九条の十三）」に、「第六十条」を「第六十条の十八」に改める。

第四条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第一項中「自動車取得税、軽油引取税」を「軽油引取税、自動車税の環境性能割」に改める。

第三十条第一項中「第三百三十四条第一項及び第三百五十五条第三項」を「第六十条第一項及び第六十条の十三第三項」に改め、「自動車取得税及び」を削り、「自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人」を「自動車税証紙代金収納取扱人」に改める。

第三十三条第一項第一号中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第四十八条中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第二章第二節中第七十五条の次に次の一条を加える。

（法人の事業税の市町村に対する交付）

第七十五条の二 県内の市町村に対し、県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に政令第三十五条の四の五に規定する率を乗じて得た額を法第七十二条の七十六に規定するところにより交付する。

第二章第七節の節名を削る。

第百十四条から第百四十一条までを次のように改める。

第百十四条から第百四十一条まで 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第百五十条を次のように改める。

(自動車税の納税義務者等)

第五十条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第四百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第五十九条及び第六十条を削る。

第五十八条の見出し中「納期限後等」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「第五十四条」を「第六十条の十二」に、「後に自動車税」を「(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後に種別割」に、「第六十三条第一項」を「第七十七条の十八第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条第六項」を「第六十条の十三第六項」に、「自動車税」を「種別割」に、「第六十三条第二項」を「第七十七条の十八第二項」に改め、第二章第八節中同条を第六十条の十八とする。

第五十七条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条を第六十条の十五とし、同条の次に次の二条を加える。

(身体障害者等に係る種別割の減免)

第六十条の十六 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車(第三項に規定するものを除く。)に対しては、種別割を減免することができる。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付又は戦傷病者特別援護法(昭和三

十八年法律第六十八号) 第四条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち歩行が困難であると認められる障害程度にある者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。)が所有する自家用の自動車で専らその者が運転するもの

二 身体障害者のうち自動車を運転することが困難であると認められる障害程度にある者で規則で定めるもの(以下「重度身体障害者」という。)が所有する自家用の自動車又は重度身体障害者と生計を一にする者が所有する自家用の自動車で、専ら、当該重度身体障害者が通学、通院、通所又は生業のために乗車し、かつ、当該重度身体障害者と生計を一にする者が運転するもの

三 次のいずれかに該当する者(以下「重度精神障害者」という。)が所有する自家用の自動車又は重度精神障害者と生計を一にする者が所有する自家用の自動車で、専ら、当該重度精神障害者が通学、通院、通所又は生業のために乗車し、かつ、当該重度精神障害者と生計を一にする者が運転するもの

イ 知事が交付する療育手帳(他の地方公共団体の長が交付するものを含む。)の交付を受けている者のうち、規則で定める程度の精神障害を有し、かつ、日常生活において常時介護を要すると認められる者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号) 第一条の二第三号に規定する精神通院医療を受けている者として規則で定めるものうち規則で定める精神障害の状態にある者

四 重度身体障害者又は重度精神障害者のうち障害者世帯(身体障害者福祉法第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者、戦傷病者特別援護法第四条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者、知事が交付する療育手帳(他の地方公共団体の長が交付するものを含む。)の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯をいう。)の者(以下「障害者世帯重度身体障害者等」という。)が所有する自家用の自動車で、専ら、

当該障害者世帯重度身体障害者等が通学、通院、通所又は生業のために乗車し、かつ、当該障害者世帯重度身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

2 前項の規定により種別割を減免する額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 種別割の年税額（年額をもつて課する場合の種別割額をいう。以下同じ。）が四万五千四百円以下の自動車 当該自動車に係る種別割額

二 種別割の年税額が四万五千四百円を超える自動車 四万五千四百円（法第七十七條の十第一項又は第二項の規定により月割をもつて種別割を課する場合にあつては、規則で定める額）

3 知事は、身体障害者又は重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置を取り付けた自動車で、専らこれらの者の利用に供するものに対しては、種別割を減免することができる。

4 第一項又は前項の規定による減免の対象となる自動車は、当該自動車の利用に係る身体障害者又は重度精神障害者一人につき一台に限るものとする。

5 第一項又は第三項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収される種別割の減免を受けようとする場合にあっては納期限前七日までに、証紙徴収の方法により徴収される種別割の減免を受けようとする場合にあっては第六十條の十四の申告書を提出する際に、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。ただし、これらの項の規定により種別割の減免を受けた場合において、当該種別割に係る自動車の所有者又は減免の事由に変更がないときは、当該種別割の減免を受けた年度の翌年度以後の年度分の当該自動車に係るこれらの項の規定による種別割の減免の申請を要しない。

（商品中古自動車に係る種別割の減免）

第六十條の十七 知事は、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三條第一項の規定による古物営業の許可を受けて自動車を販売することを



業とする者で種別割について滞納（天災その他やむを得ない理由によるものを除く。）がないこと、当該年度に係る種別割についてその納期限内に納付していることその他の規則で定める要件を満たすもの（以下この項において「中古自動車販売業者」という。）が四月一日現在において商品として所有している自動車（当該中古自動車販売業者が同日現在において道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルに所有者として登録され、及び使用者として記録されている自動車であつて、規則で定めるところにより商品であることが証明されているものに限る。）で、同日現在において当該中古自動車販売業者が商品として展示しているもの（修理その他やむを得ない理由により展示できないものを含む。以下この項において「商品中古自動車」という。）に対しては、当該商品中古自動車に係る種別割の年税額に十二分の三を乗じて得た額（当該年度の四月一日から五月三十一日までの間に納税義務が消滅したことによつて、法第七十七条の十第二項の規定により月割をもつて種別割を課する場合にあつては、当該月割をもつて課する種別割額）に相当する額の種別割を減免することができる。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

第二百五十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「第九条の二」を「第九条の十七」に改め、同項第四号中「第五十条第二項」を「第五十条第三項」に改め、同項第五号中「第五十一条」を「第五十二条」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に、「第五十条第四項本文」を「第七十七条の十第四項本文」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「第五十条第三項」を「第五十一条第一項」に改め、同条を第六十条の十四とする。

第一百五十五条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第五十条第一項」を「第七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、

「方法により」を「方法によつて」に、「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に改め、同条第

四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第五項中「自動車税」を「種別割」に、「同項に規定する登録」を「新規登録」に改め、同条第六項中「規定によつて」を「規定により」に、「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条を第六十条の十三とする。

第五十四条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「第五十条第四項ただし書」を「第七十七条の十第四項ただし書」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第六十条の十二とする。

第五十三条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第六十条の十一とする。

第五十二条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同条イ(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(2)において同じ」に改め、同条イ(2)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「対する自動車税」を「対して課する種別割」に、「額を」を「額を、」に改め、同条を第六十条の十とする。

第五十一条の二及び第五十一条の三を削る。

第五十一条の見出しを「（種別割の課税免除及び自動車税の非課税）」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の十六条を加える。

#### （環境性能割の課税標準）

第五十三条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として地方税法施行規則第九条の三に規定するところにより算定した金額（第五十五条において「通常の取得価額」という。）とする。

#### （環境性能割の税率）

第一百五十四条 次に掲げる自動車（法第四百四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車（法第四百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車をいう。次項第一号において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第一項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則第九条の二第八項に規定するもの（以下この号及び次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第

三項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第

四項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車（法第四百九十九条第一項第五号に規定する軽油自動車をいう。次項第二号において同じ。）

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第

五項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法

施行規則第九条の二十二項に規定するもの（以下この号及び次項第二号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合す

るもの。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十六項に規定するもの（次項第二号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第八項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十八項に規定するもの（以下この号及び次項第二号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第九項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十五項に規定するもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十六項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十七項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 法第四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則第九条の二第二十項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第二十一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合におい



て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一項第一号イ(3)</p>	<p>基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）</p>	<p>法第四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
<p>第一項第一号ロ(3)</p>	<p>基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五</p>	<p>平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四</p>
<p>第二項第一号イ(3)</p>	<p>平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十</p>	<p>平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八</p>

（環境性能割の免税点）

第百五十五条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第百五十六条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第百五十七条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、

環境性能割額その他必要な事項を記載した地方税法施行規則第九条の五に規定する様式の申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境

性能割額を納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号及び第六十条の十四第二項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

（自動車の取得の報告）

第一百五十八条 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この条において同じ。）は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した地方税法施行規則第九条の五に規定する様式の報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第一百五十九条 第一百五十七条の規定により同条の申告書を提出すべき者は、同条各号に規定する当該申告書の提出期限後においても、法第六十八条第四項の規定による決定の通知があるまでの間は、第一百五十七条の規定により申告納付することができる。

2 第一百五十七条若しくは前項若しくはこの項の規定により同条の申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、地方税法施行規則第九条の六に規定する事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修

正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第六十条 環境性能割の納税義務者は、第五十七条又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合（第六十条の七の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、証紙代金収納計器により第五十七条の申告書又は前条第二項の修正申告書に当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。第三項において同じ。）に相当する金額の表示を受けてしなければならない。

2 前項の場合において、環境性能割の納税義務は、徴税吏員が同項の申告書又は修正申告書を受理した時に完了するものとする。

3 環境性能割の納税義務者は、証紙代金収納計器の故障等により第一項に規定する方法によつて当該環境性能割額を納付することができないときは、出納員又は分任出納員に対して当該環境性能割額に相当する現金を納付して、第五十七条の申告書又は前条第二項の修正申告書に規則で定める様式の納税済印の押印を受けなければならない。

（環境性能割に係る不申告に関する過料）

第六十条の二 環境性能割の納税義務者が第五十七条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の処分は、知事が定める。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第六十条の三 譲渡により担保の目的となつてゐる財産（以下この条において「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下この条において「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。）に当該譲渡担保財産を移転

したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告は、第百五十七条の申告書を提出する際に次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出して行わなければならない。

一 譲渡担保権者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二 譲渡担保設定者の住所及び氏名又は名称

三 譲渡担保財産である自動車の種類、用途、車名、型式及び車体の形状

四 自動車の登録番号又は車両番号のあるものにあつては、自動車の登録番号又は車両番号

五 譲渡担保設定の年月日

六 譲渡担保財産である自動車の返還見込年月日

4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

6 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 前項の申請は、第三項第一号から第五号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行わなければならない。

一 譲渡担保財産である自動車の返還年月日

二 還付を受けようとする金額

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第六十条の四 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の

性能が良好でないことその他これに類する理由で地方税法施行規則第九条の七に規定するものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行わなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

二 自動車販売業者の住所及び氏名又は名称

三 自動車の種類、用途、車名、型式及び車体の形状

四 自動車の登録番号又は車両番号のあるものにあつては、自動車の登録番号又は車両番号

五 自動車の取得年月日及び返還年月日

六 還付を受けようとする金額

七 返還理由

(環境性能割の減免)

第六十条の五 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を減免することができる。

一 第六十条の十六第一項及び第三項の規定により種別割の減免の対象となることができる自動車

二 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が専ら当該特定非営利活動法人が行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車を無償で譲渡を受けた場合における当該自動車

2 前項の規定により第六十条の十六第一項の規定により種別割の減免の対象となることができる自動車に対する環境性能割を減免する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

一 当該自動車に対する環境性能割額

二 第六十条の十六第一項第一号に規定する身体障害者又は同項第三号に規定する重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置の取付けのために要した費用及び二百五十万円の合計額に環境性能割の税率を乗じて得た額

3 知事は、第六十条の十六第一項第一号に規定する身体障害者又は同項第三号に規定する重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置を取り付けた自動車(同条第三項に規定するものを除く。)に対しては、当該装置の取付けのために要した費用に環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額の環境性能割を減免することができる。

4 第一項又は前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第五十七条の申告書を提出する際に、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(環境性能割の不足税額及びその延滞金の納付)

第六十条の六 法第六十八条第四項の規定によつて通知を受けた納税者は、納付すべき不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をい

う。次項において同じ。）を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第六十九条第二項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

（納期限後に申告納付する環境性能割の延滞金の納付）

第六十条の七 環境性能割の納税者は、第五十七条各号に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後にその税金を納付する場合には、当該税額に、法第七十条第一項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

（環境性能割の過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納付）

第六十条の八 法第七十一条第六項又は第七十二条第五項の規定によつて通知を受けた納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

（環境性能割の市町村に対する交付）

第六十条の九 県内の市町村に対し、県に納付された環境性能割に相当する額に政令第四十四条の七に規定する率を乗じて得た額の百分の六十五に相当する額を法第七十七条の六に規定するところにより交付する。

第五十条の次に次の一条を加える。

（自動車税のみなす課税）

第五十一条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は政令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

附則第三条の二中「、第三百三十八条第二項、第三百三十九条」を削り、「第百五十八条」を「第百六十条の六第二項、第百六十条の七、第百六十条の十八」に改める。

附則第八条の三中「平成二十六年十月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

附則第八条の四第一項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

附則第八条の四の二第一項及び第三項中「百分の五」を「百分の二・九」に改める。

附則第八条の五の二第一項中「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

附則第九条の二から第九条の二の三までを次のように改める。

第九条の二から第九条の二の三まで 削除

附則第九条の二の八を次のように改める。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第九条の二の八 営業用の自動車に対する第百五十四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条



第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

附則第九条の三の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百五十二条」を「第百六十条の十」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第百五十一条第三項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第百五十四条第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（生活路線バスに係る自動車税の種別割の減免）

第九条の三の二 知事は、当分の間、一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第三条第一号イに規定する事業をいう。）を経営する者で地域住民の生活交通の確保のため県が交付する補助金の交付を受けたもの（以下「路線バス事業者」という。）が所有する一般乗合用バス（知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供するものに限る。）のうち知事が指定したものに対して課する当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の自動車税の種別割を減免することができる。

2 第百六十条の十六第五項本文の規定は、路線バス事業者が前項に規定する減免を受けようとする場合における知事に対する申請について準用す

る。この場合において、同条第五項中「申告書を提出する際に、規則で定めるところにより、知事に」とあるのは、「申告書を提出する際に、知事に」とする。

3 知事は、路線バス事業者が第一項に規定する補助金の全部又は一部を返還させられた場合においては、当該返還に係る補助金の交付を受けた年度の翌年度の自動車税の種別割に係る減免の全部又は一部を取り消すことができる。

附則第十五条の前の見出し、同条及び附則第十六条を削り、附則第十七条を附則第十五条とする。

附則第十八条を削る。

(青森県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 青森県県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年十二月青森県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、附則第三項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

(青森県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 青森県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年三月青森県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「附則第十五項及び第十六項」を「附則第十二項及び第十三項」に改め、「から第十一項まで」を削り、「附則第十二項」を「附則第九項」に改め、附則第三項中「附則第十二項」を「附則第九項」に改め、附則第四項中「。以下同じ」を削り、附則第八項及び第九項を次のように改める。

8 附則第四項から前項までの規定は、改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、



前項			
平成二十八年分調整後付加価値額	平成二十九年分調整後付加価値額	平成二十八年分基準法人事業税額	平成二十九年分基準法人事業税額
額の三倍に相当する額	額	四十億円	二十億円
平成二十八年分法人事業税額	平成二十九年分法人事業税額		

9

附則第四項から第七項までの規定は、改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第四項				附則第五項			
施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成二十八年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額	平成二十八年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額	平成二十八年分基準法人事業税額	平成三十年分基準法人事業税額
平成二十八年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額	平成二十八年分基準法人事業税額	平成三十年分基準法人事業税額	四分の三	四分の一	平成二十八年分法人事業税額	平成三十年分法人事業税額
平成二十八年分基準法人事業税額	平成三十年分基準法人事業税額						



八項及び第九項の規定は平成二十九年四月一日から施行する。

(自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の指定に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前の青森県県税条例(以下「改正前の条例」という。)第三十条第一項の規定により自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の指定を受けている者に係る同項の規定による当該自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の指定は、第二条の規定による改正後の青森県県税条例(以下「改正後の条例」という。)第三十条第一項の規定による自動車税証紙代金収納取扱人の指定とみなす。

(県民税に関する経過措置)

3 改正後の条例第四十八条並びに附則第八条の三、第八条の四第一項並びに第八条の四の二第一項及び第三項の規定は、平成三十一年十月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

4 改正後の条例第七十五条の二の規定は、施行日以後に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金(同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。)について適用する。ただし、平成三十一年度に限り、法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成三十二年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付する。

5 改正後の条例附則第八条の五の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての改正前の条例附則第十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

7 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

8 第一条の規定による改正後の青森県県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の青森県県税条例附則第十六条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十七年度分及び平成二十八年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

10 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

11 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

12 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例附則第十六条第一項の規定により納税義務を免除される平成三十一年度分までの自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

(青森県核燃料物質等取扱税条例の一部改正)

13 青森県核燃料物質等取扱税条例(平成二十五年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「十一 固定資産税」を「十 固定資産税」に、  
「十一 固定資産税」を「十 固定資産税」  
「十一 核燃料物質等取扱税」を「十一 核燃料物質等取扱税」  
に改める。

(青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正)

14 青森県県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

(青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

15 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前項の規定による改正前の青森県県税の特別措置に関する条例附則第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

(青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正)

16 青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例(昭和二十七年六月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条の二中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一号中「第百五十二条第一項第一号イ(1)」を「第百六十条の十第一項第一号イ(1)」に改める。

第二条中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百五十五条」を「第百六十条の十三」に改める。

第三条第一項中「対する自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百五十四条第一項」を「第百六十条の十二第一項」に改め、「後に自動車税」及び「当該自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項中「、自動車税」の下に「の種別割」を加える。

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。



平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県条例第十一号

### 青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の三号を加える。

四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

五 ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎に限る。）の早期治療の促進を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの

六 青森県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年三月青森県条例第十三号）による年金又は脱退等一時金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

第二条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第十二号

#### 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第一条 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

第五条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第一の一の項中「高等学校等」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）」を加え、同表中六の項を九の項とし、五の項を八の項とし、四の項を七の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 知事	生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
------	--

五 知事	ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎に限る。）の早期治療の促進を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの
六 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二の二の項から五の項までを次のように改める。

二 知事	法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務	教育委員会	次に掲げる情報であって規則で定めるもの イ 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 ロ 特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 ハ 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報
三 知事	法別表第二の八十七の項の第二欄に掲げる事務	教育委員会	次に掲げる情報であって規則で定めるもの イ 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 ロ 特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 ハ 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報
四 知事	生活保護法の規定に準じて行う外国人	教育委員会	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

	<p>に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>		<p>イ 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報        ロ 特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報        ハ 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報</p>
<p>五 教育委員 会</p>	<p>青森県立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の免除に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>知事</p>	<p>次に掲げる情報であつて規則で定めるもの        イ 生活保護関係情報        ロ 外国人生活保護関係情報</p>

別表第二に次のように加える。

<p>六 教育委員 会</p>	<p>国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>知事</p>	<p>次に掲げる情報であつて規則で定めるもの        イ 生活保護関係情報        ロ 外国人生活保護関係情報</p>
<p>七 教育委員 会</p>	<p>法別表第二の三十八の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>知事</p>	<p>次に掲げる情報であつて規則で定めるもの        イ 生活保護関係情報        ロ 外国人生活保護関係情報</p>

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条関係）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
一 知事	<p>私立の高等学校等における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
二 知事	<p>東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であつて私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
三 知事	<p>私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であつて規則で定めるもの            イ 生活保護関係情報            ロ 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</p>
四 知事	<p>生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であつて規則で定めるもの            イ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する情報            ロ 中国残留邦人等支援給付等関係情報            ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報            ニ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法</p>

<p>五 教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
		<p>律第五十号) による特定医療費の支給に関する情報</p> <p>ホ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報</p> <p>ヘ 児童扶養手当関係情報</p> <p>ト 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報</p> <p>チ 特別児童扶養手当関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号) による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>リ 雇用対策法(昭和四十一年法律第三百二十二号) による職業転換給付金の支給に関する情報</p>

第二条 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

別表第二の四の項の下欄中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 障害者自立支援給付関係情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第十三号

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「法第五十四条第三項の書類にあつては」及び「同条第四項の書類にあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。

第十五条の見出しを「（特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請等）」に改め、同条第一項中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第二項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十六条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十七条第一項第六号及び第十八条第一項第四号中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。

第十九条第一項第四号中「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第十四号

#### 青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例の一部を改正する条例

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例（平成二十七年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号口中「、同条第三項の書類及び同条第四項」を「及び同条第三項」に改める。

第十条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十一条第二項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項」を削る。

第十二条第一項中「、同条第三項の書類若しくは同条第四項」を「若しくは同条第三項」に、「三年間」を「五年間」に改める。

第十六条第二項第二号中「第十条第五項」を「第十条第四項」に改め、同項第三号中「第十条第六項」を「第十条第五項」に改め、同項第五号中「、第三項又は第四項」を「又は第三項」に改める。

附 則



1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第三条第一項の申出をした特定非営利活動法人（同条例第二条に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の当該申出に係る控除対象寄附金（同条例第一条に規定する控除対象寄附金をいう。以下同じ。）を条例で定めるために必要な手続を行うための基準及び施行日前に青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第十三条第一項の届出をした控除対象特定非営利活動法人（同条例第二条に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。）に係る同条例第十三条第三項の基準については、なお従前の例による。

3 改正後の青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第二項及び第十二条の規定（同項第二号から第四号までに掲げる書類に係る部分に限る。）は、施行日以後に開始する事業年度に係る当該書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十条第二項第二号から第四号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第十条第三項及び第十二条（同項の書類に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る当該書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る改正前の条例第十条第三項の書類については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に控除対象寄附金が定められた条例において当該控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてその名称及び主たる事務所の所在地が定められている特定非営利活動法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の条例第十条第四項の書類の作成、当該特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該提出された書類の閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定非営利活動法人に係る報告の徴収及び立入検査、勧告及び命令並びに控除対

象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行う場合については、なお従前の例による。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第十五号

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県クリーニング業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第十六号

青森県クリーニング業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県クリーニング業法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「七千円」を「九千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第十七号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表国営津軽北部二期土地改良事業の項の次に次のように加える。

国営浪岡川土地改良事業	県が負担する負担金の額の百分の三十七・九八に相当する額
-------------	-----------------------------

第五条第一項中「国営津軽北部二期土地改良事業」の下に「、国営浪岡川土地改良事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第十八号

#### 青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（点検）

第十七条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。ただし、規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。

第十九条第一項中「、第十七条又は前条第一項」を「又は第十七条から前条第一項まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県条例第十九号

### 青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十八年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例

第一条を次のように改める。

#### （趣旨）

第一条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 法第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務
- 二 法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する事務
- 三 法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関する事務
- 四 法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に関する事務
- 五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条に規定する建築物エネルギー消費性能

確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に関する事務（法第二条第二号に規定するエネルギー消費性能に係る計算をすることが必要なものに限る。）

本則に次の一条を加える。

（手数料の不還付）

第四条 既に納入した手数料は、還付しない。

別表第三号を同表第四号とし、同表第二号中「第八条第一号イ(1)」を「第十条第一号イ(1)」に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号中「住宅の用途以外の用途に供する部分（以下「非住宅部分」という。）」を「非住宅部分」に、「住宅の用途以外の用途のみに供する建築物」を「省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物」に、「住宅の用途に供する部分（以下「住宅部分」という。）及び非住宅部分を有する建築物」を「同号に規定する複合建築物」に、

住宅部分	複合建築物 の住戸の数 がーの場合	四千円	を	住宅部分（法第十一条第一項に規定する住宅部分 をいう。以下同じ。）	複合建築物 の住戸の数 がーの場合	四千円	に、 建築物エネルギー消
------	-------------------------	-----	---	--------------------------------------	-------------------------	-----	-----------------

費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 令第一号。以下「省令」という。）を「省令」に、「第八条第一号イ(1)」を「第十条第一号イ(1)」を「省令」に、

(1)に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に改め、同号を同表第二号とし、同表に第一号として次のように加える。

一 法第十二条第一項	建築物エネ	法第十二	工場、倉庫その他これ	建築物エ	非住宅部分（法第十一条第	三十三万六千円
------------	-------	------	------------	------	--------------	---------

<p>若しくは第二項又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者</p>	<p>ルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>条第一項又は第十三条第二項の規定による場合</p>	<p>らに類する用途として知事が定める用途に供する建築物（法第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）（以下「工場等の建築物」という。）以外の建築物</p>	<p>エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業国土交通省令第一号。以下「省令」という。）第一条第一号イの基準を用いる場合</p>	<p>一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が二千平方メートル未満の場合</p>	<p>四十八万円</p>
<p>省令第一号。以下</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合</p>	<p>五十九万円</p>				
<p>「省令」という。）第一条第一号イの基準を用いる場合</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が一万平方米メートル以上二万五千平方メートル未満の場合</p>	<p>六十九万九千円</p>				
<p>省令第一条第一号の基準を用いる場合</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合</p>	<p>七十九万七千円</p>				
<p>省令第一条第一号の基準を用いる場合</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル未満の場合</p>	<p>十三万三千元</p>				
<p>省令第一条第一号の基準を用いる場合</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計</p>	<p>二十一万五千元</p>				

		工場等の建築物			
		省令第一 条第一項 第一号イ の基準を 用いる場 合		合	
が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が一萬平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合
	十三万七千円	九万二千元	三万九千元	三十九万七千円	二十八万千円



		省令第一 条第一項 第一号ロ の基準を 用いる場 合			
非住宅部分の床面積の合計	二十万千円	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	十三万円	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	二十一万円
非住宅部分の床面積の合計 が一万平方米メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	十六万二千元	非住宅部分の床面積の合計 が二万平方米メートル以上五 千平方メートル未満の場合	八万六千元	非住宅部分の床面積の合計 が一万平方米メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	十七万円



		工場等の建築物			
省令第一 条第一項 第一号イ の基準を 用いる場 合		省令第一 条第一項 第一号イ の基準を 用いる場 合		の基準を 用いる場 合	
非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合
六万八千円	四万六千円	一万九千円	十九万八千円	十六万九千円	十四万円
非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一					非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合
					十万七千円

省令第一 条第一項 第一号ロ の基準を 用いる場 合					
非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合
八万千円	六万五千円	四万三千円	一万七千円	十万五千円	八万五千円

別表に次のように加える。

					<p>非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合</p>	<p>十万円</p>
<p>五 建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律施行規則第 十一条の規定による 建築物エネルギー消 費性能確保計画の変 更が軽微な変更にあ 当していることを証 する書面の交付を受 けようとする者</p>	<p>建築物エネ ルギー消費 性能確保計 画変更軽微 変更該当証 明書交付手 数料</p>	<p>工場等の建築物以外の建築物</p>	<p>省令第一 条第一項 第一号イ の基準を 用いる場 合</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合</p>	<p>十六万八千円</p>	
				<p>非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合</p>	<p>二十四万円</p>	
				<p>非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合</p>	<p>二十九万五千円</p>	
				<p>非住宅部分の床面積の合計 が一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合</p>	<p>三十四万九千円</p>	
				<p>非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合</p>	<p>三十九万八千円</p>	

工場等の建築物								
	省令第一 条第一項 第一号イ の基準を	省令第一 条第一項 第一号ロ の基準を 用いる場 合	上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合
	非住宅部分の床面積の合計	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合						
	四万六千円	一万九千円	十九万八千円	十六万九千円	十四万円	十万七千円	六万六千円	

省令第一 条第一項 第一号ロ の基準を 用いる場 合			用いる場 合			
非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が五平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合
	四万三千元	六万五千元	十万五千元	八万五千元	六万八千元	





別表第二中「六八九床」を「六七九床」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青 森 県 知 事    三            村            申            吾

青森県条例第二十一号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、七二五人」を「二、六六八人」に、「一九八人」を「一九五人」に、「一、一七〇人」を「一、一八七人」に、「三、二八二人」を「三、二〇〇人」に、「四、九六三人」を「四、九二二人」に、「二二、三六二人」を「二二、一九六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県条例第二十二号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表第一号中

青森県立弘前南高等学校	弘前市
青森県立岩木高等学校	弘前市

を

青森県立弘前南高等学校	弘前市
-------------	-----

に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県条例第二十三号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

第一条第一項の表中「六六〇人」を「六六二人」に、「六八一人」を「六八四人」に、「七〇一人」を「七〇四人」に、「三、三四〇人」を「三、三四八人」に、「二、七一六人」を「二、七二四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭